令和８年（フ）第３１５号
愛知県豊田市河合町５丁目５番地３
破産者　梅谷　知樹
１　破産債権の届出期間　令和８年10月21日まで
２　一般調査期日　令和８年12月１日午後１時45分
令和８年９月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２７０４号
大阪市浪速区難波中２丁目10番70号
破産者　医療法人輝有会
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午後１時40分
令和８年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３９１６号
大阪市北区梅田２丁目６番20号
破産者　レディアスコーポレーション株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午後２時20分
令和８年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４号
新潟県南魚沼市六日町980番地12
破産者　有限会社アンバサダー
１　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午前11時40分
令和８年９月３日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１７５号
宮崎市大字郡司分乙919番地１
破産者　徳丸　　晃
異議申述期間　令和８年10月16日まで
令和８年９月４日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３号
宮崎県日南市大字平野2637番地　あいらんど遥Ａ305号
破産者　長谷川達史
異議申述期間　令和８年10月16日まで
令和８年９月４日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１１５号
千葉県四街道市吉岡613番地29　（株）Ｓｕｎｒｉｋｏ内
破産者　上野　　翔
異議申述期間　令和８年10月27日まで
令和８年９月１日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１２０９号
愛知県弥富市佐古木５丁目457番地１　昂３号館102、従前の住所愛知県弥富市佐古木６丁目224番地20
破産者　兼井　　愛
異議申述期間　令和８年10月28日まで
令和８年９月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1568番地５
破産者　新田　美穂
異議申述期間　令和８年10月30日まで
令和８年９月４日
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２９２号
相模原市中央区千代田６丁目12番20号　サンライトＲｉｔｓｕ　102号
破産者　前田　修弥
免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
令和８年９月１日
横浜地方裁判所相模原支部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区新在家南町４丁目２番１号
清算株式会社　関西ボトリング株式会社
代表清算人　石井明
１　決定年月日　令和８年８月２８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第18号
埼玉県北足立郡伊奈町栄２丁目50番地５
清算株式会社　株式会社メルシス
清算人　山下幸男
１　決定年月日　令和８年８月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００３号
仙台市泉区南光台東１丁目37番１号
清算株式会社　株式会社ｉ環境設計
１　決定年月日　令和８年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３号
金沢市藤江北４丁目３００番地
清算株式会社　株式会社ポテンシアエンタープライズ
１　決定年月日　令和８年８月３１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第４号
金沢市藤江北４丁目３００番地
清算株式会社　株式会社ポテンシア
１　決定年月日　令和８年８月３１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１４号
埼玉県上尾市大字平塚字西原761番６号
清算株式会社　株式会社エスケー
代表清算人　井上　慎介
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残余資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した金額につき、協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含めその債務を全額免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市三室町５２１５番地６
清算株式会社　株式会社Ｈｉｇｈ＆Ｄｒｙ
代表清算人　小林　隆
１　決定年月日　令和８年８月２８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金総額から特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお各協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については本協定認可決定確定時に全額免除する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
前橋地方裁判所民事部

更生計画認可

令和８年（ミ）第１号
神奈川県平塚市横内３７７４－２
更生会社　株式会社ミサワコーポレーション
１　決定年月日　令和８年８月３１日
２　主文　更生会社に係る更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨